

台風第19号に関する川俣町災害対策本部からのお知らせ

令和元年11月1日発行 N02 【連絡先:川俣町役場 566-2111】

◎は新規情報となります。

被災状況（10月25日現在）

- (1) 住宅等の被災について
 - ・全壊（流失）2件 ・半壊 ・床上浸水44件 ・床下浸水56件
 - ・住宅関連被災状況 家屋 ・宅地（土砂災害）382件 ・取付道路 17件
 - ・宅地冠水 9件 ・その他120件 計630件
- (2) 道路・河川等の被災状況について
 - ・道路276件 ・河川・水路27件 ・橋梁3件 ・公園1件 計307件
 - ・国道、県道、1級等河川等については、県で調査中
- ※主な町道通行止め箇所
 - 杉坂大木田線（東福沢字杉ノ内地内） 長滝・若松線（小綱木字若松地内、葎ヶ入地内など）
 - 遠西・田代線（小島字小ヶ坂地内） 大柴線（小綱木字下大柴地内） 道場・七窪線（字七窪地内）
- (3) 農地・農業施設等の被災状況について
 - ・農地・農道等150件（産業課への通報）・ため池、用水路等…40か所 ・林道 5路線60か所

り災・被災証明書の発行（【問合先】 総務課消防交通係 内線1106・1052）

- (1) り災証明書

地震や台風などの自然災害により、実際に人が居住している家屋が被害を受けた場合、被災者からの申請に基づき、町が被害の程度を認定して発行する証明書です。

り災証明書は、実際に被災した家屋を調査し、「全壊」や「半壊」といった被害の程度を認定する必要があるため、できるだけ迅速な発行には努めますが、概ね2～3週間程度を要します。
- (2) 被災証明書

り災証明書の対象とならないものを対象とし、それらが被害を受けた場合、被災者からの申請に基づき町が発行する証明書です。具体的には、通常は人が居住していない家屋や事務所、門扉・塀などの付帯設備、家具などの家財、車、その他があります。り災証明書と違い、被害の程度は認定せず、被害があった事実のみを証明するものなので、写真などにより被害が確認できれば発行することができます。

これら2つの証明書は、発行までの期間に違いがありますので、使用する目的により判断し、必要に応じて要求される相手方等に確認して申請してください。
- (3) 申請に必要なもの
 - ・印鑑（シャチハタは使えません）・被害状況の確認できる写真等
- (4) 令和元年台風19号によるり災及び被災証明書の集中受付期間
 - ・令和元年11月5日（火）まで ※休日（11月2日～4日）も臨時受付します。
 - ・受付時間 午前8時30分～午後5時00分まで
- (5) 集中受付窓口
 - り災・被災証明書特設窓口（1階 東側ロビー（駐車場側））

住宅の災害廃棄物の搬出について（【問合先】 町民税務課生活環境係 内線1307）

床下・床上浸水、土砂流入による住宅財物の水ぬれによる廃棄物が対象です。

- (1) 町による回収の場合

10月21日から業者に委託し回収を開始しております。以下のとおり、種類ごとに区分して、自宅の道路に面した場所等収集しやすい場所に置いてください。

種類	説明
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やアスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し概ね不燃性の廃棄物。土砂は自宅に流出した物のみ対象で土のう袋に入れて置くこと。
腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品等
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類等の危険物や、ピアノ、マットレス、石膏ボード等
災害廃棄物では回収しないもの	
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ等、収集日に出せるもの
- (2) 直接搬入

直接搬入する場合は、各自分別して置いてもらいます。

搬入場所（仮置場）は、川俣町体育館合宿所（とれんぴあ）脇。 **開場時間 午前9時～午後4時まで**

※10月22日発行NO1 との変更点 対象要件の井戸について《敷地外を含む》を追記しています。

1 対象となる災害

対象災害	令和元年台風第19号豪雨による被害
------	-------------------

2 対象要件及び対象者

対象要件	① 住宅、蔵、物置、車庫（カーポートも含む）等の建物 ② 現に住んでいる住宅（井戸《※敷地外を含む》、外便所、外風呂を含む）が建っている敷地及び取り付け道路（木戸道） ※1 建物には、門扉、ブロック塀、フェンス等の構造物は含みません。 ※2 ボイラー、浄化槽等も対象となりません。
対象者	○ 令和元年10月12日に川俣町に住所を有し、現在も居住している方

3 補助金の対象、補助率及び補助金額

補助対象経費	1 の災害により、2 の「対象要件」の修繕に要した工事費、資材費、重機借上費等の合計額が2万円以上の場合に該当します。
補助率及び補助金額	◆補助率 補助対象経費（事業費）の合計額の3分の2以内 ◆補助金額 上記2の対象要件の①と②を併せて1 申請者あたり上限 50 万円※ ※同じ場所に2 世帯以上で同居等している場合であっても、各々の世帯に 50 万円を支払うものではありません。

4 申請期限

申請締切	令和2年3月31日（火）まで ※令和2年3月31日（火）には事業（修繕）が完了していること。
------	---

5 ご用意いただくもの

●修繕前と修繕後の写真 ●修繕費等の見積書または請求書（いずれの場合も内訳の分かるもの）※1 ●領収書※2 ●認印

■申請者は世帯主です。

■※1、※2は世帯主宛

■通帳（写し含む）の提出は必要ございませんが、補助金交付請求書には通帳の『金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（フリガナ）』の記入が必要となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

6 補助の対象とならないもの

(1) 令和元年台風第19号豪雨による被害でないもの
(2) 住んでいない住宅や敷地
(3) 貸し物件（貸家、アパート等）、店舗（店舗兼住宅については店舗部分は対象外）
(4) 町から資材支給（木杭、砂利）を受けて災害復旧をするもの
(5) 町税等の滞納がある場合

◎令和元年台風19号に伴う町税等の減免制度について（【問合せ先】 町民税務課税務係 内線 1302 1303）

個人の町県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料のうち、災害発生後に納期限がくる税額等について、申請により、被害の状況に応じて平成31年度（令和元年度）の町税等が減免される場合があります。

申請には、「り災証明（主たる住家以外は被災証明）」が必要です。

(1) 個人の町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免

被災されたことにより、現に居住していた住宅に床上浸水、半壊以上の被害があり、本人や扶養親族等が所有する住宅や家財の損害額が、その住宅・家財の価格の10分の3以上で、平成30年分の合計所得が1,000万円以下の方は、平成30年分の合計所得と損害の程度に応じて減免される場合があります。

ただし、損害額は保険金や損害賠償金等で補てんされる金額を除きます。

(2) 固定資産税の減免
損害を受けた固定資産ごとに、その損害の程度に応じて減免される場合があります。

被 害	要 件
土 地	一筆ごとに宅地等の被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上である場合
家 屋	り災証明で一棟ごとに住宅等家屋の損害が、 <u>床上浸水、半壊以上</u> である場合

◎納期の延長措置について （【問合せ先】 町民税務課収納室 内線 1 3 0 4）
台風 1 9 号の浸水被害等により、町税等の各納期までの納入が困難になられた方は、申請により納期を延長することができます。詳しくはお問い合わせください。

農地、農業用施設災害復旧事業（【問合せ先】 産業課農業振興係 内線 1 5 0 2）

1 対象となる災害

対 象 災 害	令和元年台風第 1 9 号豪雨による被害
---------	----------------------

2 対象要件及び対象者

※対象要件	① 農地（耕作の目的に供されている土地） ② 農業用施設（農地の利用又は保全上必要な施設）
対 象 者	○ 令和元年 1 0 月 1 2 日に川俣町に住所を有し、現在も居住している方 ○ 川俣町の農地を耕作または管理している方

3 補助金の対象、補助率及び補助金額

補助対象経費	1 の災害により、2 の「対象要件」の修繕に要した経費、資材費、重機借上費及び人夫費の合計額が 2 万円以上の場合に該当します。
補助率及び補助金額	◆補 助 率 補助対象経費（事業費）の合計額の 3 分の 2 以内 ◆補助金額 補助金額の上限 50 万円 （1 つの農地、1 つの農業用施設毎の上限額となります。）

4 申請期限

申 請 締 切	令和 2 年 3 月 3 1 日（火）まで ※令和 2 年 3 月 3 1 日（火）には事業（修繕）が完了していること。
---------	---

5 ご用意いただくもの

●修繕前と修繕後の写真 ●修繕費等の見積書または請求書（いずれの場合も内訳の分かるもの）※1 ●領収書※2 ●認印
--

- 申請者は、上記 2 の「対象者」です。
- ※1、※2は申請者宛て
- 通帳（写し含む）の提出は必要ございませんが、補助金交付請求書には通帳の『金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（フリガナ）』の記入が必要となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

6 補助の対象とならないもの

(1) 令和元年台風第 1 9 号豪雨による被害でないもの
(2) 事業費（補助対象経費）の合計額が 2 万円未満のもの
(3) 町から資材支給（木杭、砂利）を受けて災害復旧をするもの
(4) 業者等に委託せずに自力復旧するもの
(5) 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたもの
(6) 町税等の滞納がある場合

※ 詳細についてはお問い合わせください。

災害見舞金（【問合先】 保健福祉課地域福祉係 内線１４０４）
令和元年台風第１９号により住居に被害のあった方に対して、災害見舞金を支給します。

支援の内容	居住している家屋に以下の被害があった場合	
	住居	１世帯につき
	全壊・流失	５０，０００円
	半壊	３０，０００円
	床上浸水、一部損壊・床下浸水	２０，０００円
※世帯とは、同一家屋において生計を共にしている場合を１世帯とします。		
支給対象となる方	川俣町に住所を有し、り災証明書の交付を受けた方（総務課にて交付） ※建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象となりません。 ※倉庫、店舗等については対象となりません。	
手続き・必要書類等	り災証明書（コピー）、印鑑、預金通帳（コピー）を持参の上、保健福祉課窓口でお手続きください。	

◎災害障害見舞金（【問合先】 保健福祉課地域福祉係 内線１４０４）
災害による負傷、疾病等で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。詳しくはお問い合わせください。

◎災害援護資金の貸付（【問合先】 保健福祉課地域福祉係 内線１４０４）
災害により負傷又は住居、家財の損傷を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。１世帯当たりの貸付限度額は、災害による世帯の被害の種類及び程度に応じます。詳しくはお問い合わせください。

◎医療費・介護サービス利用料・障害福祉サービス利用料の減免
（【問合先】 保健福祉課地域福祉係 内線１４０３・国保年金係 内線１４０５）
床上浸水以上の被害を受けた方は、令和２年１月まで医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度）の一部負担金や、介護サービス利用料、障害福祉サービス利用料の支払いが不要となります。
医療機関や介護保険、障害福祉サービス事業所に口頭で申告してください。
なお、入院・入所時の食費・居住費等についてはお支払いいただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

◎国民年金保険料の免除申請について（【問合先】 保健福祉課国保年金係 内線１４０６）
国民年金保険料（第１号被保険者の保険料）については、災害で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。詳しくはお問い合わせください。

井戸水の水質検査について
濁水等が心配な方は次の検査機関で水質検査を実施しております。
主な検査機関は以下のとおりです。検査料金等については、各機関にお問い合わせ願います。

検査機関名称	電話番号	所在地
（公財）福島県保健衛生協会	024-546-0391	福島市方木田字水戸内１９－６
（株）環境分析研究所	024-535-0183	福島市東浜町２２－２
（株）協和衛研興業	024-558-5700	福島市南矢野目字道下３５－５
いであ（株） 福島支店	024-531-2911	福島市宮下町１７－１８
（株）静環検査センター 福島支店	024-573-1921	福島市郷野目字宝来町１７－３－Ａ１０１

◎公共交通の運行状況（【問合先】 企画財政課企画調整係 内線１２０５）
【路線バス】
JRバス、福島交通が運行している路線は、通常通り運行しております。
【自治体バス】
一部道路が被災したため、停留所、経路を変更して運行しております。
【ふれあいタクシー】
通常通り運行しております。
ご自宅まで送迎しますが、道路状況により迂回することもあり、送迎に時間がかかることがあります。

近隣市町村で台風第１９号の被災者を狙った空き巣や車上荒らしが多発しています。十分注意してください。また、大規模災害の後には、点検商法、便乗商法等の消費者トラブルが発生する傾向にありますので、合わせてご注意ください。